

令和8年度診療報酬改定

6. 歯科疾患管理料、小児口腔機能管理料及び口腔機能管理料の要件並びに評価の見直し

歯科疾患管理料、小児口腔機能管理料及び口腔機能管理料の要件並びに評価の見直し

歯科疾患管理料の見直し

- 歯科疾患管理料の**初診時と再診時の評価を見直し**、**継続管理の必要性を明確化**するとともに、**有床義歯に係る治療のみを行う患者の取扱いを見直す**。

現行

【歯科疾患管理料】

歯科疾患管理料 100点

[算定要件]

注1 1回目の歯科疾患管理料は、歯科疾患の管理が必要な患者に対し、当該患者又はその家族等（以下この部において「患者等」という。）の同意を得て管理計画を作成し、その内容について説明を行った場合に算定する。なお、初診日の属する月に算定する場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

- (1) 歯科疾患管理料は、継続的管理を必要とする歯科疾患を有する患者（有床義歯に係る治療のみを行う患者を除く。）に対して、口腔を一単位（以下「1口腔単位」という。）としてとらえ、患者との協働により行う口腔管理に加えて、病状が改善した歯科疾患等の再発防止及び重症化予防を評価したものである。



改定後

【歯科疾患管理料】

歯科疾患管理料 90点

[算定要件]

注1 1回目の歯科疾患管理料は、歯科疾患の管理が必要な患者に対し、当該患者又はその家族等（以下この部において「患者等」という。）の同意を得て管理計画を作成し、その内容について説明を行った場合に算定する。

- (1) 歯科疾患管理料は、継続的管理を必要とする歯科疾患を有する患者に対して、口腔を一単位（以下「1口腔単位」という。）としてとらえ、患者との協働により行う**継続的な**口腔管理に加えて、病状が改善した歯科疾患等の再発防止及び重症化予防を評価したものである。**なお、当該患者に対して、継続的な管理の必要性について説明を行うこと。**

歯科疾患管理料、小児口腔機能管理料及び口腔機能管理料の要件並びに評価の見直し

小児口腔機能管理料及び口腔機能管理料の評価の引上げ及び対象患者の拡大

➤ 小児口腔機能管理料及び口腔機能管理料の要件及び評価を見直すとともに、対象となる患者の範囲を拡大する。

現行	
【小児口腔機能管理料】 小児口腔機能管理料	60点
[対象患者] 評価項目において3項目以上に該当する小児	

改定後	
【小児口腔機能管理料】	
1 小児口腔機能管理料 1	90点
2 小児口腔機能管理料 2	50点
[対象患者] 1については、評価項目において3項目以上に該当する患者 2については、評価項目において2項目に該当する患者	

口唇を閉じる力の測定



「小児の口腔機能発達評価マニュアル」
(日本歯科医学会)

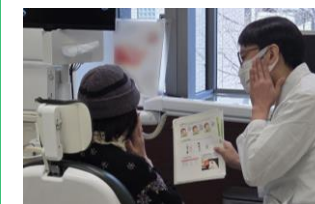
[算定要件]

- 注1 区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料又は区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料を算定した患者であって、**口腔機能発達不全症の18歳未満の患者**に対して、**口腔機能の獲得を目的**として、当該患者等の同意を得て、当該患者の口腔機能評価に基づく管理計画を作成し、当該管理計画に基づき、口腔機能の管理を行った場合に、月1回に限り算定する。
- 2 1については、**口腔機能の評価項目において3項目以上に該当する者に対して、注1に規定する管理をする場合に**当該管理料を算定する。
- 3 2については、**口腔機能の評価項目において2項目に該当する者に対して、注1に規定する管理をする場合に**当該管理料を算定する。

現行	
【口腔機能管理料】 口腔機能管理料	60点
[対象患者] 学会の診断基準により口腔機能低下症と診断されている患者のうち、咀嚼能力検査、咬合圧検査、舌圧検査又は口腔細菌定量検査のいずれかを算定した患者に限る。	

改定後	
【口腔機能管理料】	
1 口腔機能管理料 1	90点
2 口腔機能管理料 2	50点
[対象患者] 学会の診断基準により口腔機能低下症と診断されている患者のうち、1については、咀嚼能力検査、咬合圧検査、 口腔粘膜湿度検査 、舌圧検査又は口腔細菌定量検査のいずれかを算定した患者。 2については、1に該当しない患者	

唾液腺マッサージの指導



[算定要件]

- 注1 区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料又は区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料を算定した患者であって、**口腔機能低下症の患者**に対して、**口腔機能の回復又は維持を目的**として、当該患者等の同意を得て、当該患者の口腔機能評価に基づく管理計画を作成し、当該管理計画に基づき、口腔機能の管理を行った場合に、月1回に限り算定する。
- 2 1については、D002-6に掲げる**口腔細菌定量検査**（2回限る）、D011-2に掲げる**咀嚼能力検査**（1回限る）、D011-3に掲げる**咬合圧検査**（1に限る。）、**D011-5に掲げる口腔粘膜湿度検査**又はD012に掲げる舌圧検査のいずれかを実施した**口腔機能低下症の患者**に対して**注1に規定する管理をする場合に**当該管理料を算定する。
- 3 2については、**口腔機能低下症の患者（注2に規定する患者を除く。）に対して注1に規定する管理をする場合に**当該管理料を算定する。